

論

説

政府は、短時間労働者に厚生年金への加入を促す事業所へ1人最大50万円を補助する方針を固めた。

狙いは主婦パートである。勤め人(第2号被保険者)の妻(第3号、主夫はごく少数)は、保険料を払わなくても老齢基礎年金を受け取れる。2号全員で保険料を分担する形だ。

しかし、パートで働く主



宮武 剛

主婦パートの年金

二つの壁をどう越える

婦は多い。まず年収130万円は多い。また、▽従業員101人以上の事業所は▽週20時間以上▽年収約106万円(月額8・8万円)以上▽2カ月保険料を払う。認定基準は超勤務見込みという「1077年の70万円から次第に引き上げられ、93年の130万円を高止まりした。主婦パートへの優遇には限度があり、正社員同様の働き方

らは、▽従業員101人以上の事業所は▽週20時間以上▽年収約106万円(月額8・8万円)以上▽2カ月保険料を払う。認定基準は超勤務見込みという「1077年の70万円から次第に引き上げられ、93年の130万円を高止まりした。主婦パートへの優遇には限度があり、正社員同様の働き方

の原案である。だが、補助対象は年末からでも遅くはない。確かに人手の逼迫は深刻だが、総選挙が迫る中でドタバタ決めてよい対策ではない。

「130万円の壁」は繁忙期に一次的な増収で壁を越えても被扶養者と認める従来の通知を徹底する、という。ただし「一時」とはどの程度、どんな額まで許容範囲か線引きは難しい。

専業主婦は老後、月5・6万円の基礎年金しか手にできない。労使折半の安い保険料で106万円や130万円の壁を越え、より手厚い年金と医療保障を得られる。その意義を改めて周知徹底すること。企業規模を51人以上まで絞った後の、次の一手を考へること。その二つの課題に正面から向き合うべきだ。

が望まれる時代だからだ。「130万の壁」は残り200万人規模に上る。壁を越えて働いてもらう方策が新たな補助金だ。

年収106万円超で厚生年金や健康保険の負担が生じても手取り収入が減らないように基本給の増額や労働時間の延長を図る事業所に1人当たり最大50万円補助

年収106万円超で厚生年金や健康保険の負担が生じても手取り収入が減らないように基本給の増額や労働時間の延長を図る事業所に1人当たり最大50万円補助

「被用者保険適用基準」を次第に広げた。昨年10月から

年収106万円超で厚生年金や健康保険の負担が生じても手取り収入が減らないように基本給の増額や労働時間の延長を図る事業所に1人当たり最大50万円補助

みやたけ・ごう NPO法人福祉
フォーラム・ジャパン副会長、学校
法人・社会医学技術学院顧問

年収106万円超で厚生年金や健康保険の負担が生じても手取り収入が減らないように基本給の増額や労働時間の延長を図る事業所に1人当たり最大50万円補助

(本紙論説委員)